

第 5 次行政改革の取り組み方針について

行政改革については、これまで第 1 次～第 4 次行政改革大綱を策定、改革プランを作成し、行政改革に取り組んで来ました。第 4 次行政改革大綱の計画期間は、平成 30 年度から令和 4 年度までとなっているため、第 5 次行政改革大綱及びプランを策定します。

1. 基本的な考え方

◆計画期間

・第 5 次行政改革大綱、プランともに令和 5 年度から令和 7 年度とする。（第 2 次総合計画後期基本計画の終期と合わせて、計画期間 3 年の大綱、プランを作成する。）

◆計画体系

・第 2 次総合計画後期基本計画で「計画の推進のための行政経営（行）」で掲げる施策、基本事業を体系として取り組む。

計画推進のための行政経営	
施 策	基 本 事 業
行-1 人材育成の推進	市民の役に立つ人材育成の推進
	働きやすい職場環境づくり
行-2 行政改革の推進	行政評価の推進
	改革改善の推進
行-3 健全な財政運営の推進	歳入規模に見合う歳出の適正化
	計画的な財政運営
	財政状況の啓発
行-4 業務執行体制の充実	デジタル行政の推進
	広域行政の推進
	各種行政サービスの提供

◆第 5 次行政改革大綱以降の考え方

・大綱、プランの策定は第 5 次までとし、令和 8 年度からは第 3 次総合計画の政策の 1 つと位置づけ、進行管理を行う。

	H17-H21	H22-H26	H27-H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8～
総 合 計 画		総合計画 （前期） H19-H23	総合計画 （後期） H24-H28	第 2 次総合計画 （前期） H29-R3				第 2 次総合計画 （後期） R4-R7				第 3 次 総 合 計 画
行 政 改 革	第 1 次 行政改革 （5 年）	第 2 次 行政改革 （5 年）	第 3 次 行政改革 （3 年）	第 4 次行政改革 H30-R4 （5 年）				第 5 次行政改革 R5-R7 （3 年）			総合計画の政 策の 1 つと位 置づけ、進行 管理を行う	